

指定介護老人福祉施設等における入所の取扱いに関する指針

平成27年4月1日
宮崎県老人福祉サービス協議会

1 目的

この指針は、指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設(以下「施設」という。)において、施設サービスを受ける必要性が高いと認められる者の入所(要介護1又は要介護2の者の特例的な入所(以下「特例入所」という。))を含む。)の取扱いについて定めるものである。

2 入所判定対象者の選定について

入所判定の対象となる者は、入所申込者のうち、要介護3から要介護5までの要介護者及び、要介護1又は要介護2であって7の(1)に定める特例入所の要件に該当する者とする。

3 入所の判断基準

(1) 介護の必要性として考慮すべき要件

① 要介護度

総合的な介護の必要性の指標となる要介護度を勘案すること。ただし、要介護度が低くても、在宅での介護が困難な場合もあるので、一律に要介護度の高さをもって入所を決定することがあってはならない。

② 身体的、精神的な状態

入所の必要性を判断するに当たっては、入所によってより適した施設サービスを受けることが可能であること、あるいは要介護状態を悪化させないことが可能である場合など、施設サービスの利用をより必要としているような身体上、精神上の要因に配慮しなければならない。

(2) 在宅生活における介護の困難性として考慮すべき要件

① 家族の状況

単身世帯か否か、同居家族が高齢又は病弱か否か、また、同居家族がいる場合であっても介護の困難性がある場合など、個別の事情により判断しなければならない。

② 在宅生活の可能性

要介護度に応じた在宅サービスを利用しても、在宅生活の継続が困難な場合は、個別にその事情を考慮しなければならない。

③ 家屋等の状況

家屋等の状況によって在宅生活における介護の困難性に影響を与えている場合は、その事情を考慮しなければならない。

④ その他の要因

病院に入院しており退院後の行き場がない、長期入院による退所後の再受け入れ、介護者による身体的・精神的虐待や経済的虐待等が認められる、あるいは、主介護者による介護が急に困難になる場合など、緊急を要する事情も考慮しなければならない。

(3) 施設の内的要件

入所の必要性の高さを検討するに当たっては、施設における介護の体制、居室の男女別割り当て等、施設側の内的要因によって新たな入所者についての制約が加わることから、そうした施設側の内的要因についても申込時に入所申込者に対して説明しておかなければならない。

4 入所を検討する際の手順

(1) 評価基準に基づく入所対象者の検討

- ① 各施設において入所の必要性の高さを判断する評価基準は、別紙のとおりとする。
- ② 施設は、評価基準に基づき、次のグループに分類する。

第Ⅰグループ	第Ⅱグループ	第Ⅲグループ
Aが4項目	Aが2～3項目	Aが1項目

- ③ 各施設は、第Ⅰ、第Ⅱ、第Ⅲグループの順に入所の対象者を検討するものとし、同一グループ内の優先順位は、5の(1)に定める入所に関する検討のための委員会で決定する。

(2) 入所の必要性の高さの総合的な判断

施設は、評価基準と入所申込者の個別の事情等を総合的に勘案して、ア)生活全般にわたって在宅介護による生活の継続の困難性が高く、24時間対応である施設サービスを必要としていること、イ)介護の必要性の内容が施設の体制及び特性に合致していること、ウ)入所によって要介護状態の悪化の防止を期待できることなど、施設への入所によって生活の質が維持・向上できることをもって施設への入所の必要性の高さを総合的に判断するものとし、それを決定するにあたっては施設の内的要因を勘案するものとする。

なお、入所決定を行った場合には、その理由を明確にしておかなければならない。

5 入所を検討する際の手続き

(1) 入所に関する検討のための委員会の設置

- ① 施設は、入所に関する検討のための委員会(以下「委員会」という。)を設け、入所の決定はその合議によるものとする。
- ② 委員会は、施設長と生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員などの関係

職員で構成するものとし、あわせて、施設職員以外の当該社会福祉法人の評議員、苦情解決に関する第三者委員などの参加を求めることが望ましい。

(2) 名簿の作成

- ① 施設は、入所判定対象者の名簿を作成し、このうち入所の必要性が高いと判断され、入所が優先される対象者については、名簿の中であらかじめ明確しておくものとする。
- ② 施設は、継続的に入所判定対象者の状況を把握することが必要であることから、原則として入所判定対象者又はその家族による自己申告を促すとともに、必要に応じて介護支援専門員との連携、施設による調査など必要な措置を講じるよう努めなければならない。
- ③ 名簿は、秘密保持の観点から外部に漏らすことがないよう配慮しなければならない。ただし、入所判定対象者の情報については本人及び家族等の求めがあれば、必要な情報を開示するものとする。

(3) 緊急の入所を要する場合等の手続き

緊急の入所を要する、あるいは老人福祉法第 11 条第 1 項第 2 号に定める措置委託の場合等の手続きは、委員会を開催することが困難な場合もあり得ることから、最終的には施設長の責任で行い、後日改めて委員会に報告するなど、透明性の確保を図るための必要な措置を講じなければならない。

(4) 入所の辞退に関する取扱い

入所判定対象者の都合により入所の辞退があった場合は、入所順位を繰り下げるものとする。なお、辞退の理由については、その内容を記録しておくものとする。

(5) 記録の作成及び保存について

- ① 施設は、委員会を開催する都度、その協議の内容【7の(2)に係る市町村(保険者)意見を含む。】を記録し、これを2年間保存しなければならない。
- ② 市町村(保険者)又は県は必要と認めるときは、上記の記録を確認できるものとする。

6 入所基準の公表及び入所申込者への説明

施設は、入所の基準及び手続き等について明文化し、公表しなければならない。また入所申込者にはその内容について申込時に説明しておかなければならない。

7 特例入所について

(1) 特例入所の要件

特例入所の対象となる者は、入所申込者のうち、要介護1又は要介護2であって、次の判断のいずれかに該当する場合に限る。

項目	視点	判定基準
①入所申込者の心身の状況	常時の介護の必要性	認知症又は、知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動（BPSD）や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られる。
②在宅生活における状況	在宅生活における安全・安心の確保	家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難である。
③家族の状況及び在宅生活の可能性	在宅生活に必要な家族の介護力、介護者の日常生活への影響度	単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により、家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が十分に認められない。

(2) 特例入所を決定するまでの取扱い

特例入所が認められる場合には、以下のような取扱いにより、入所申込者の保険者である市町村（以下「保険者市町村」という。）との間で情報の共有等を行う。なお、入所判定が行われるまでの間に施設と保険者市町村との間で情報の共有等を行うことで、以下の取扱いと異なる手続きとすることができる。

- ① 施設は、入所申込者に対して、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由について、その理由など必要な情報の記載を入所申込みに当たって求めることとする。
- ② この場合において、施設は、保険者市町村に対して報告を行うとともに、当該入所申込者が特例入所対象者に該当するか否かを判断するに当たって適宜その意見を求めることとする。
- ③ ②の求めを受けた場合において、保険者市町村は、地域の在宅サービスや生活支援などの提供体制に関する状況や、担当の介護支援専門員からの居宅等における生活の困難度の聴取の内容なども踏まえ、施設に対して適宜意見を表明できるものとする。
- ④ また、5の(1)に定める委員会においては、必要に応じて「介護の必要の程度」や「家族の状況」等について、改めて保険者市町村に意見を求めることができるものとする。

(別 紙)

評 価 基 準

項 目	評価の目的	評 価 基 準
①入所申込者の心身の状況	常時の介護の必要性の評価	A: 常時の介護や見守りが必要である、又は認知症を原因とする行動・心理症状(BPSD)がある 例 ・要介護度 ・寝たきりにより食事、排泄、入浴等日常生活全般を通じ、介護が必要である ・昼夜逆転、徘徊等がある B: Aに該当しない
②家族の状況	在宅生活に必要な家族の介護力、介護者の日常生活への影響度の評価	A: 介護者がいない、又は、介護者による介護が困難である 例 ・本人が一人暮らし、または、介護者はいるが、入院・高齢・複数介護・共働き・育児等により介護が困難である ・常時の介護や見守りなどが必要であり、介護者の日常生活に支障がある B: Aに該当しない
③在宅生活の可能性	在宅サービスを利用した在宅生活の継続の可能性の評価	A: 在宅サービスを利用しても在宅生活の継続が困難である 例 ・十分なケアが受けられない(夜間の介護等) ・近くに在宅サービス機関がなくその利用が困難である ・介護保険の利用限度額を超えて在宅サービスを利用(自費負担)しており、経済的負担が大きい B: Aに該当しない
④家屋等の状況	在宅生活に必要な住環境の評価	A: 在宅サービスの利用に必要な住環境に支障がある 例 ・住居が狭い、住宅の改修ができない ・立地・地形上の理由から在宅サービスの利用が困難である B: Aに該当しない